

農業現場における外国人技能実習制度について

平成29年7月25日
公益社団法人日本農業法人協会



【本日 お伝えしたい内容】

①外国人技能実習生の受入れ状況について

②当協会の外国人技能実習生受入れ事業の現況について

③技能実習生の活用のポイント（労務・生活管理）について

④当協会における外国人技能実習生受入れ事業の今後の方向性について

⑤国家戦略特区における外国人農業人材の就労解禁の状況について

当協会の概要



(設立日) 平成11年6月28日
(会員数) 正会員1,901、賛助会員7、アグリサポート倶楽部会員150
(活動の概要)

■ 調査・情報活動

- **農業法人実態調査**
⇒農業法人の“いま”をコンパクトに取りまとめた「農業法人白書」を作成・発刊
- **「アグリビジネス経営塾」の発信**
⇒経営紹介、農業経営、税務、労務、雇用改善などの情報を年間40回以上にわたって提供
- **「耳より通信」の発信**
⇒新しい制度や事業の紹介、お得な経営関連情報などをタイムリーに提供

■ 提案・提言活動

- <提言・要望書の提出>
- **「農業の成長産業化と地方創生に向けたプロ農業者からの提言」の発表 (2017年6月)**
 - **税制改正要望等に係る意見・要望書の提出**
 - **政策提言の成果のフォローアップ**
 - **「農業法人白書2016」の発表**

■ 経営改善支援活動

- **農業経営に関わる様々な相談対応 (農業経営支援ネットワーク)**
⇒会員の経営上の課題や法人化について、専門家や金融機関、ASC会員等と連携して解決を支援
- **農研機構との連携 (連携協議会の設置)**
⇒情報提供、セミナーの開催、共同研究、技術コンサルテーション
- **アグリサポート倶楽部会員との連携**
⇒「ASC交流会 (年2回)」の開催 (マッチング)、「おまとめ情報便 (年2回)」の発送
- **金融・保険サービス等の支援**
食品あんしん制度、傷害保険制度、家畜再生産費用補償保険制度、農業経営診断事業
- **ビジネスマッチング等の支援**
⇒ (一社) 日本フードサービス協会等と連携し、産地見学交流会やバイヤーズ商談会の開催

当協会の概要

■研修・教育活動

- 「全国農業法人夏季セミナー」（2017年6月）
- 「農業法人全国春季大会・春季セミナー」（2018年3月）
- 「次世代農業者サミット」（2017年8月、2018年2月）
- 「農業の未来をつくる女性活躍推進セミナー」（2018年3月）
- 「ブロック別セミナー（農業法人経営情報交流会）」
東北・北海道（青森）、関東（栃木）、北信越（長野）、東海（三重）、近畿（滋賀）、中四国（愛媛）、九州・沖縄（熊本）

■人材確保・育成活動

- 農作業安全基礎研修会の開催
⇒安全に農作業を行うために必要な農業機械等の基礎知識・技術等を習得する研修会（年間3回）を開催
- 農業インターンシップ事業の実施
⇒農業体験・就業体験を希望する学生、社会人、採用内定者を対象にインターンシップ事業を実施
- 外国人技能実習生の研修・受入事業の実施
⇒「外国人技能実習生農業研修会（知識・技能の習得支援）」と「技能実習生の受入れ（監理団体）」
- 農業労働力支援協議会への参画
⇒JAグループ、全国農業会議所と連携し、多様な農業人材の確保・育成について事業化や政策提言を実施

■啓発・普及活動

- ファーマーズ&キッズフェスタの開催
⇒日本全国のプロ農業者が集い「子どもと農業をつなぐ架け橋」として都会の子どもたちに元気なニッポン農業を発信するイベントを開催
- 講師斡旋活動の実施
⇒当協会の先進的な農業経営者が講師となって、農業経営の法人化や経営の多角化などについて講演

■組織活動強化対策活動

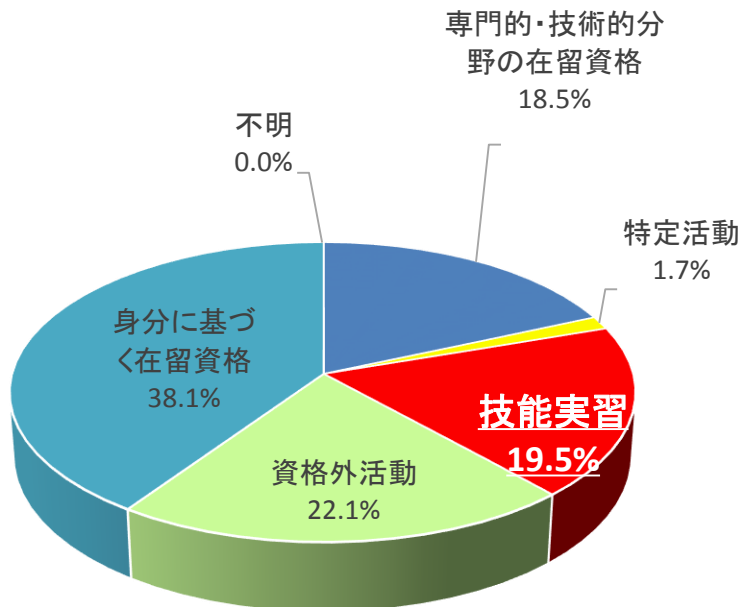
- 自主的研究会の設立・運営支援
⇒会員の幅広い意見集約と交流を促進するため、品目別等の会員有志による「自主的研究会」の設立・運営を支援（野菜流通、酪農、畜産経営、気象情報、やまと凛々アグリネット等の研究会）

外国人技能実習生の受入れ状況

- 日本で就労する外国人労働者数 **1,083,769人** (平成28年10月末)
- 在留資格別の割合 (平成28年10月末)
 - 「身分に基づく在留資格」 38.1%
 - 「資格外活動」 22.1%
 - 「技能実習生」 **19.5%**

在留資格別外国人労働者数

- ① 就労目的で在留が認められている者 約20.0万人
いわゆる「専門的・技術的分野」
- ② 特定活動 約1.8万人
EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等
- ③ **技能実習** **約21.1万人**
技能実習生
(技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的)
- ④ 資格外活動 約23.9万人
留学生のアルバイト(1週28時間以内)等
- ⑤ 身分に基づき在留する者 約41.3万人
「定住者(主に日系人)」、「永住者」、「日本人の配偶者等」等

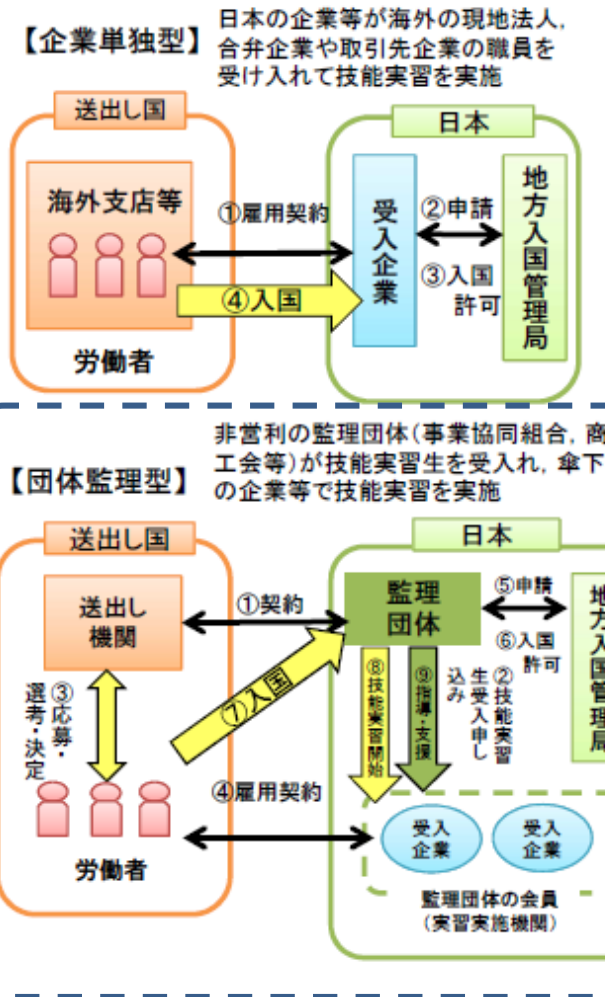


資料出所: 厚生労働省データ

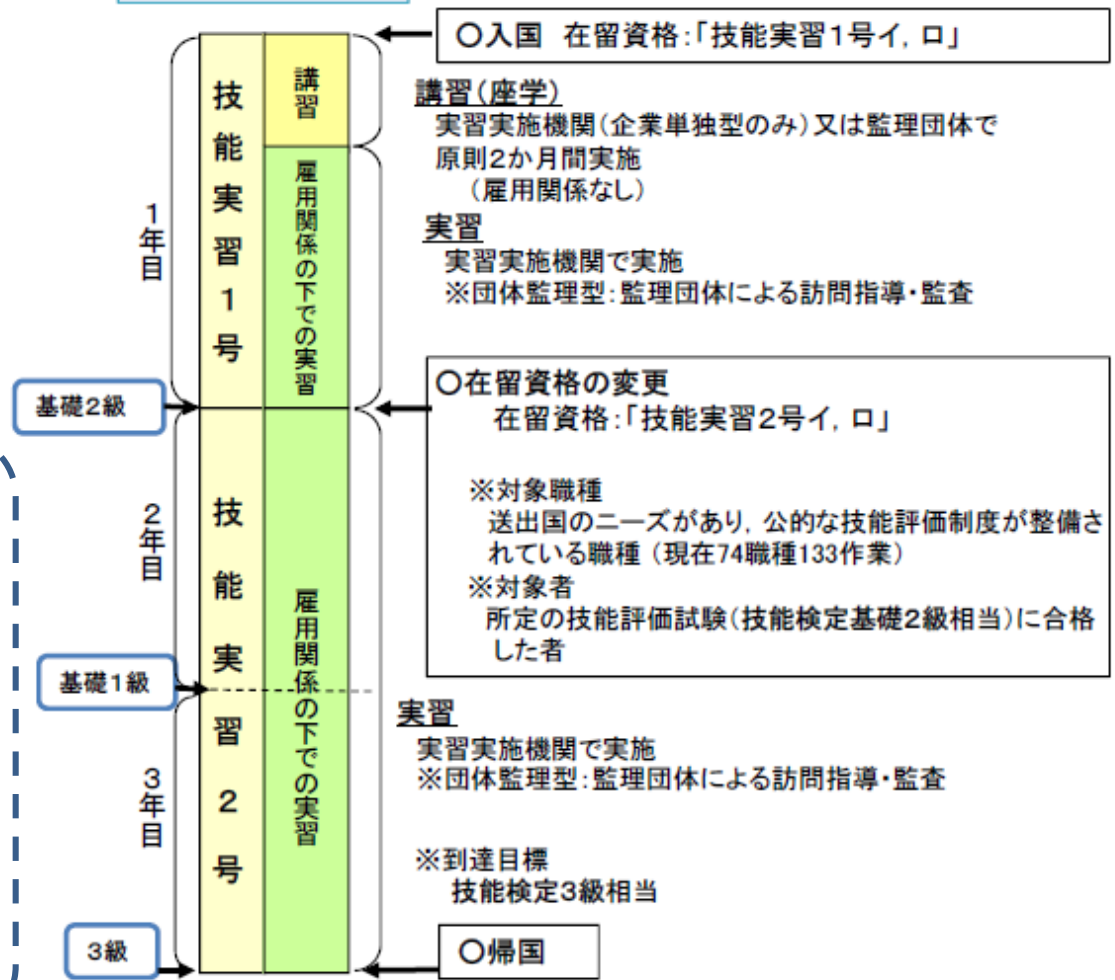
現行の技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。
※平成28年6月末時点

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ



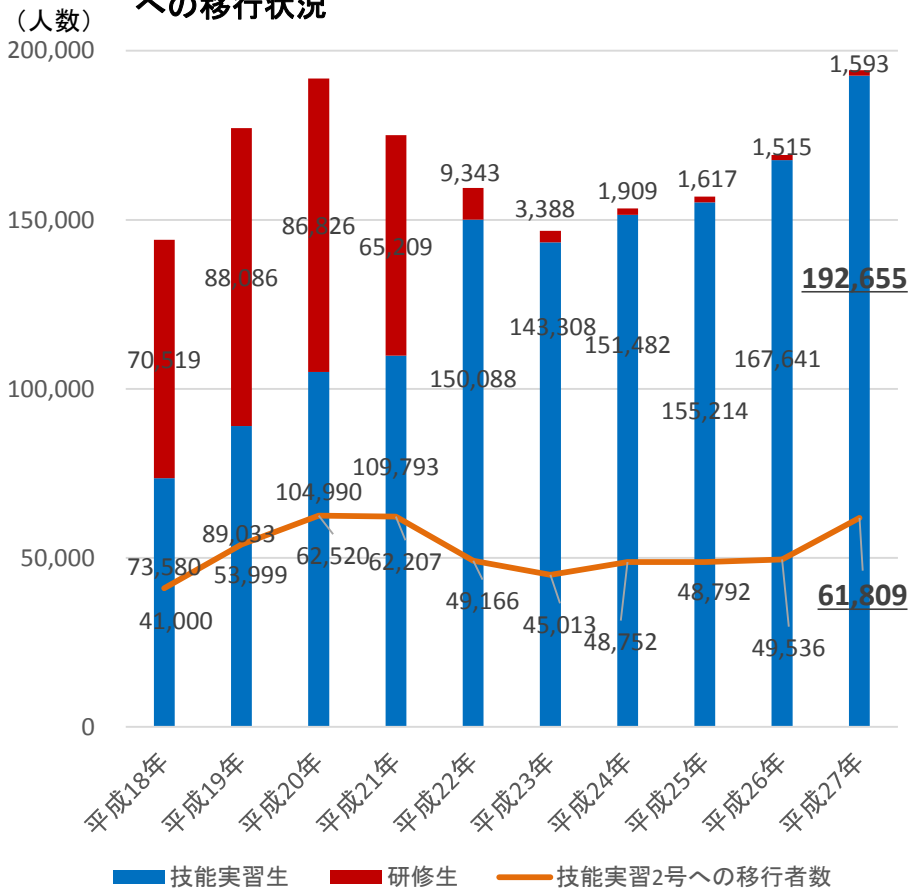
技能実習の流れ



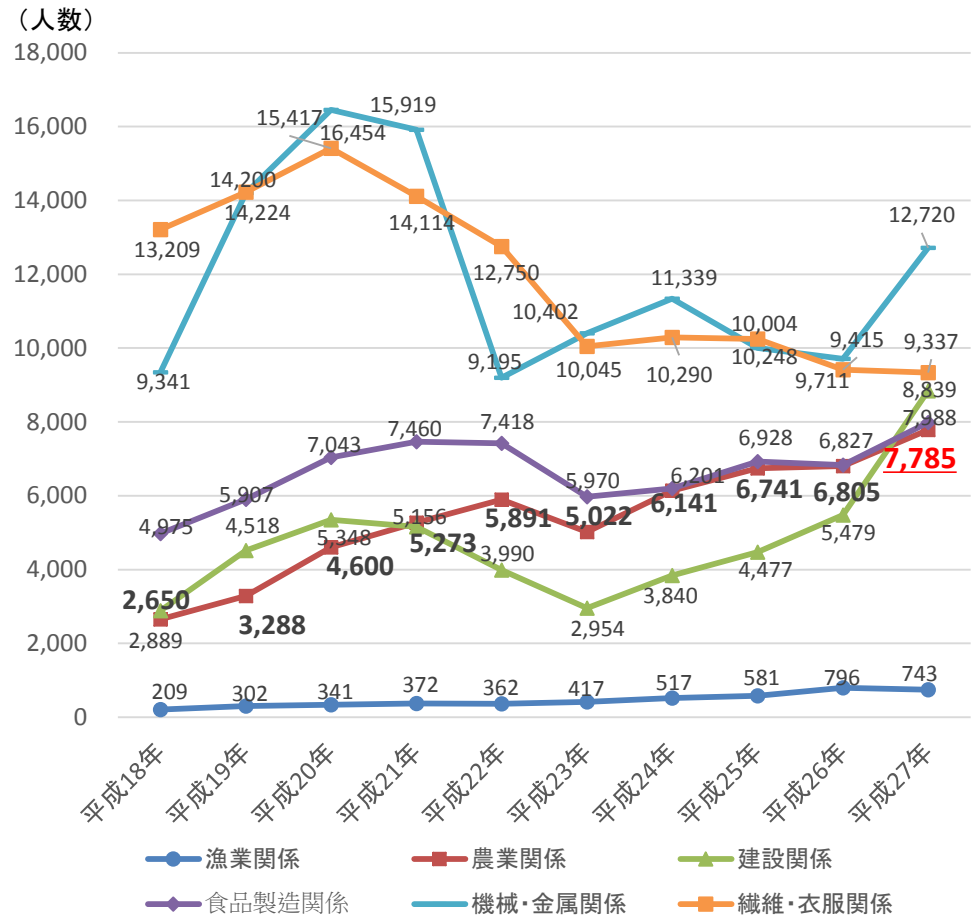
外国人技能実習生の受入れ状況

➤ 技能実習生数 約192,655人(平成27年末)
 ➤ 農業分野の技能実習生数 約24,000人(平成27年末)

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



職種別「技能実習2号」への移行者数

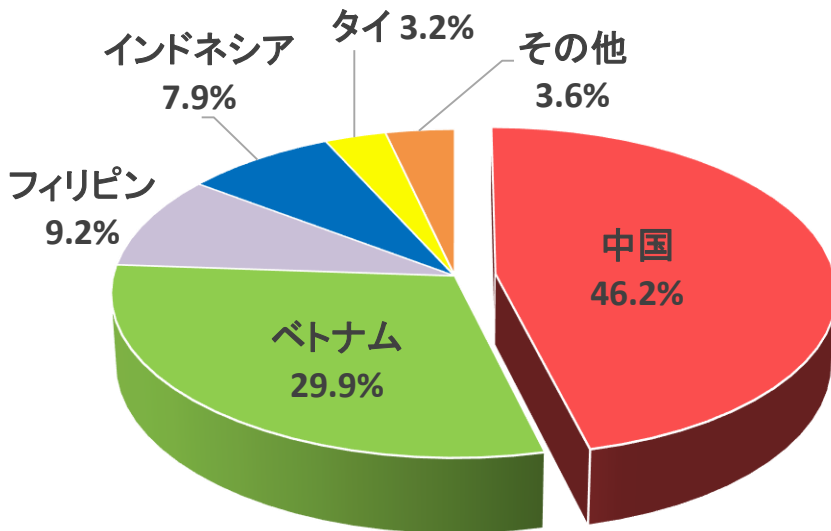


資料出所：法務省データ

外国人技能実習生の受入れ状況

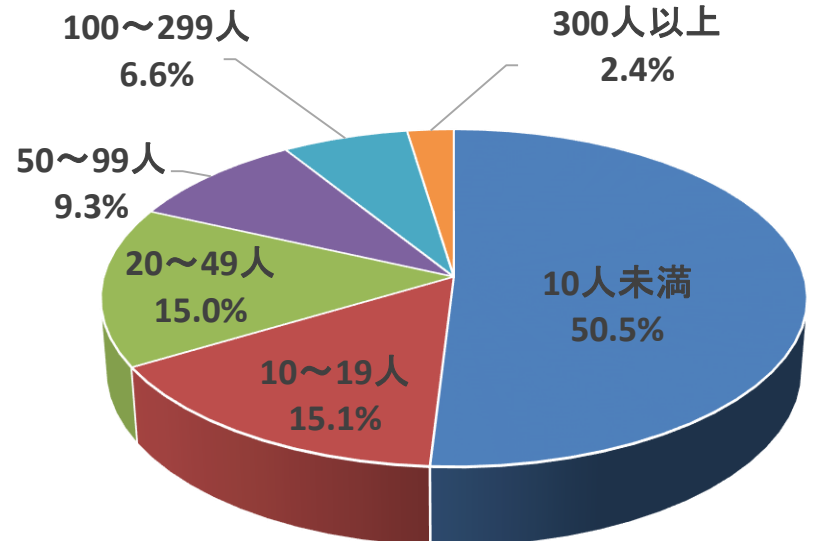
- 受入れ人数の多い国 ①中国、②ベトナム、③フィリピン(平成27年末)
- 実習実施機関の半数以上が、従業員19人以下の零細企業(平成27年末)

平成27年末「技能実習」総在留国籍別構成比



資料出所: 法務省データ

実習実施機関従業員規模別構成比(団体監理型)

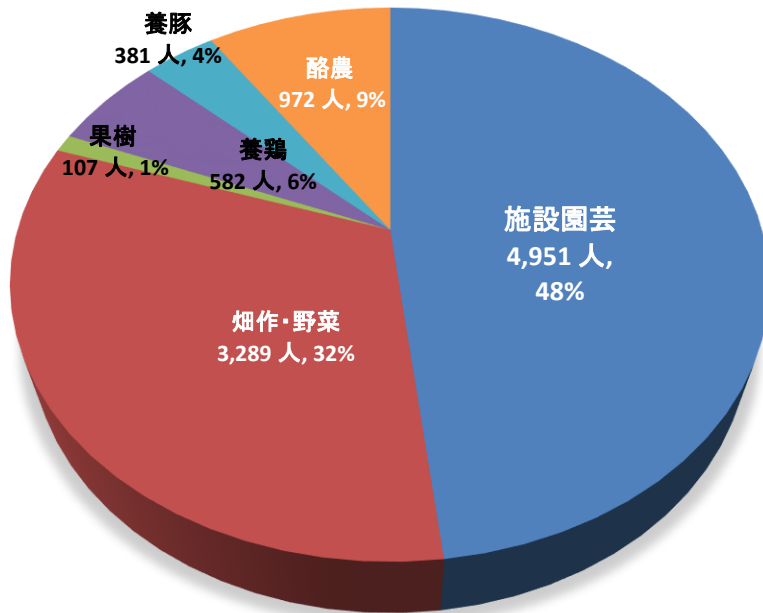


資料出所: JITCOデータ

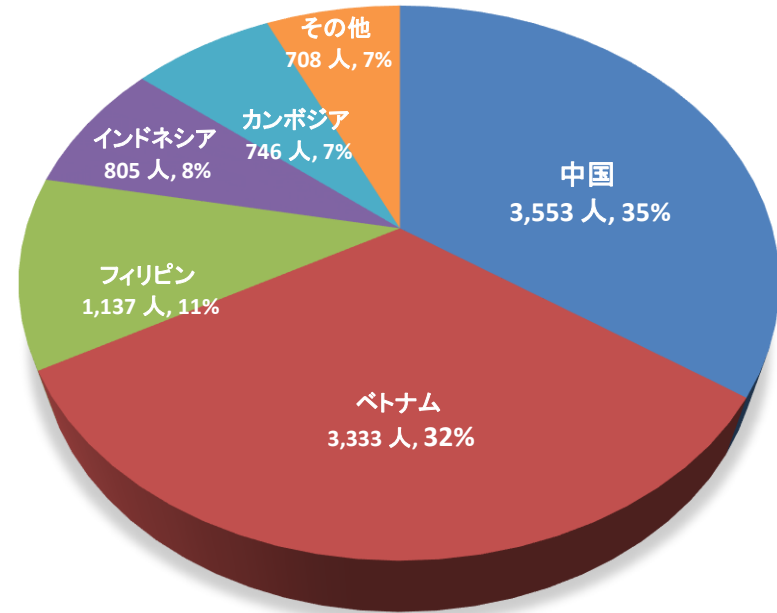
外国人技能実習生 平成28年度受験者数（初級）

- 施設園芸・畑作で約7割を占める
- 国籍別では中国がトップであるが、ベトナムを中心とした東南アジア諸国が増加

作業別受験者数



国籍別受験者数



(一社) 全国農業会議所より

- 受験者数は毎年増加・・・入国者数が増加
- 監理団体・実習実施機関も増加

年度別試験実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
初級	受験者	6,005	7,062	7,114	7,752	8,442	9,725
	合格者	6,004	7,061	7,097	7,726	8,412	9,645
中級	受験者	5	2	9	15	1	13
	合格者	2	2	8	8	0	12
専門級	受験者	6	9	6	6	34	146
	合格者	6	9	6	6	11	116

平成28年度受験状況

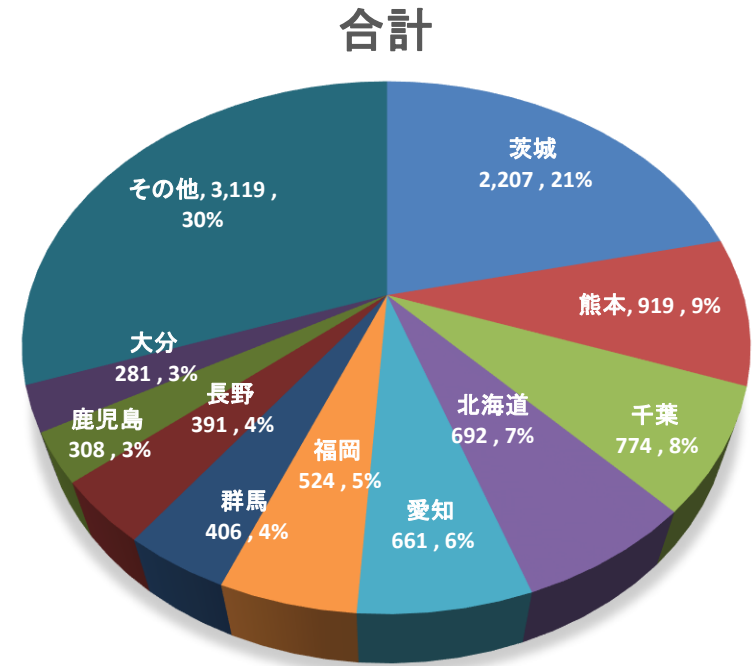
監理団体	620
実習実施機関	5,147

(一社) 全国農業会議所より

外国人技能実習生 平成28年度県別・作業別受験者数（初級）

- 上位10県で全体の7割を占める
- 施設・畑作が多い県（茨城・熊本・千葉）の割合が大きい

	施設園芸	畑作・野菜	果樹	養鶏	養豚	酪農	合計
茨城	994	1,025	1	51	80	56	2,207
熊本	715	134	24	2	9	35	919
千葉	276	298	0	47	77	76	774
北海道	237	43	1	14	11	386	692
愛知	525	20	3	27	13	73	661
福岡	396	78	0	23	3	24	524
群馬	53	272	0	21	19	41	406
長野	260	104	0	3	2	22	391
鹿児島	66	193	0	21	11	17	308
大分	139	117	0	14	2	9	281
その他	1,290	1,005	78	359	154	233	3,119
合計	4,951	3,289	107	582	381	972	10,282



（一社）全国農業会議所より

外国人技能実習生の受入れの現況

（事業開始日）平成13年10月30日

（受入地域） 群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、神奈川、山梨、静岡

（対象職種） ◎耕種農業 作業名：施設園芸、畑作・野菜、果樹
◎畜産農業 作業名：養鶏（採卵鶏）、養豚、酪農

（受入れ国） タイ、インドネシア、中国

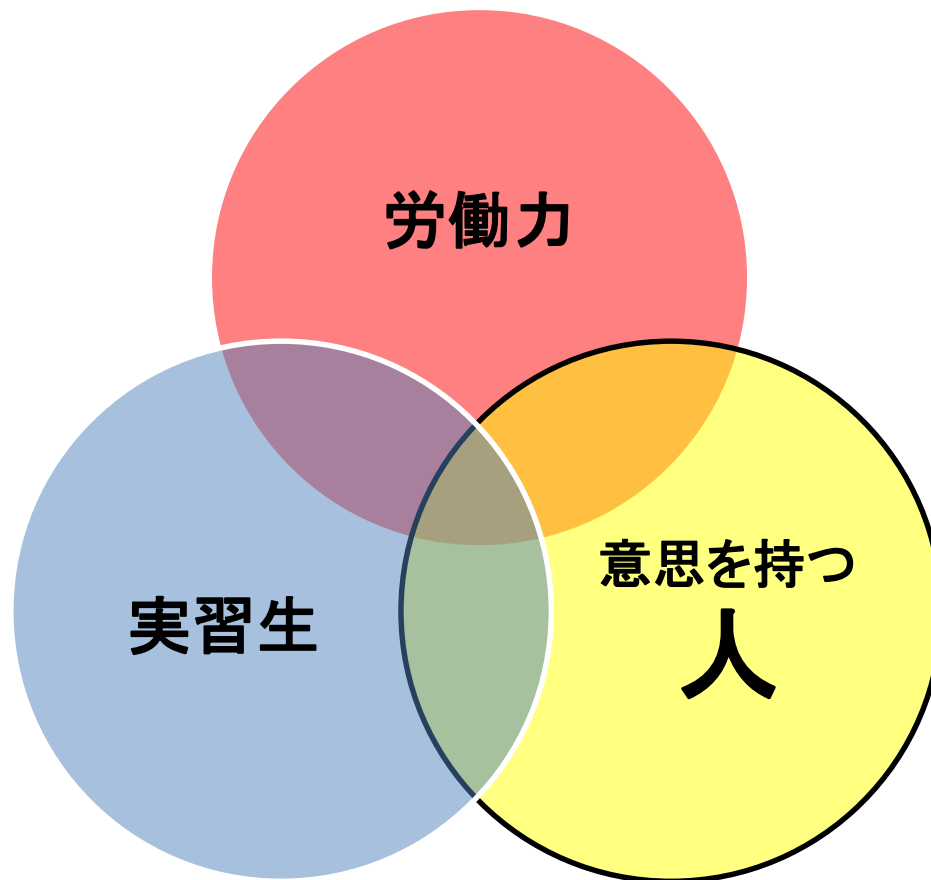
（送出し機関） 6社

（受入れ人数） 240名
技能実習1号：147名 技能実習2号：93名

（受入れ実績） 949名
中国396名、タイ292名、インドネシア255名、その他6名

（会員数） 45社

技能実習生は、従業員として**3つの側面**を持っている



農業者・農業法人における技能実習

入管法、技能実習法、労働関係法令、労働・社会保険関係法令が適用

入管法 技能実習法

- 出入国・在留を管理
(在留資格、在留期間 等)
- **技能実習計画**の認定
- **監理団体**の許可 等

労働関係法令

- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 労働契約法
- **最低賃金法** 等

労働・社会保険 関係法令

- 労災保険法
- 雇用保険法
- 厚生年金法・国民年金法
- 健康保険法・国民健康保険法

日本人従業員の適用範囲

技能実習生と日本人従業員の業務上の相違点と共通点

技能実習生

- 勤務場所、作業内容が限定される(入管法)。
- 労働基準法の労働時間、休憩及び休日、割増賃金の規定を準拠する(労基法)。
- 技能実習の進捗を管理するため、技能実習計画の作成と実習日誌の記録・保存が必要(入管法)。
- 労働者である。

日本人従業員

- 勤務場所、作業内容は限定されない。
- 労働基準法の労働時間、休憩及び休日の規定が適用されない(農業作業の場合)。
- 労働者である。

業務上のトラブルを発生させないためには

労働条件通知書の交付

- 内容を母国語で併記
- 内容の変更も書面で交付
- 日本の雇用慣行を事前に説明

賃金の支払い

- 労働日数、労働時間数等を記録・把握
- 最低賃金額の改定日の確認
- 宿泊費等を賃金控除する場合には、労使協定が必要
- 賃金支払明細を作成・通知
- 給与口座振込みの場合は、労使協定と本人との同意(書)が必要

健康管理

- 雇入れ時の健康診断を実施(義務)
- 定期健康診断を1年に1回実施(義務)
- 技能実習生の日々の行動や言動を注視し、変化に気づくこと

技能実習生の労務管理のポイント

- 3ヶ月に1回の監査及び1ヶ月に1回の巡回訪問時に労働の状況を確認
- 講習会時に労働関係法令、入管法令等の講習会を実施



技能実習生との信頼関係づくりのために

- **日本人従業員と区別なく、同じ態度で接することが大事**
 - ・技能実習生の話しを、しっかり聴くこと
 - ・技能実習生は、事業主や従業員の言動・行動をよく観察している
 - ・技能実習生は、「劣等感」を持っている
 - ・頑張った技能実習生には、他の従業員の前でおおいに褒める
 - ・技能実習生を人前で叱るのは避ける

- **業務上の指示や伝達は、具体的に明確に伝えることが大事**
 - ・曖昧な指示は通じない
 - ・「あ・うんの呼吸」は通じない
 - ・「できる」を簡単に信じない
 - ・笑顔にだまされない(理解できていない証拠の場合も)
 - ・重要なことは文書で通知

不正行為の認定

平成28年に「不正行為」を通知された実習実施機関202機関のうち、**「農業・漁業関係」は、67機関(33.2%)で1番多い**

「不正行為」とは、技能実習の適正な実施を妨げる行為のこと

《主な不正行為》

1位

- 賃金等の不払
- 35.6%

2位

- 偽変造文書等の行使・提供
- 21.3%

3位

- 名義貸し
- 14.7%

《不正行為の種類》

5年間
受入れ停止

- 暴行・脅迫・監禁
- 旅券等の取り上げ
- 賃金等の不払い
- 人権侵害
他1行為

3年間
受入れ停止

- 労働関係法令の違反
- 二重契約
- 名義貸し
- 技能実習計画との齟齬
他9行為

1年間
受入れ停止

- 日誌等の作成等不履行
- 帰国時の報告不履行

資料出所:法務省

【賃金の不払い】

＜事例①＞

農業を営む実習実施機関は、7か月間又は9か月間にわたり、1か月30時間を超える時間外労働に対して1時間あたり500円として、最低賃金以下の賃金を支払っていたものであり、未払い賃金の総額は約132万円であった。

＜事例②＞

耕種農業を営む実習実施機関は、約8か月間にわたり、毎月の賃金の全額を所定の支払日に支払っていなかったものであり、未払賃金の総額は約200万円であった。

＜事例③＞

監理団体は、農業を営む実習実施機関に対し、技能実習生に対する割増賃金を支払わないよう指示していたところ、18機関について、技能実習生に対し時間外労働に対して契約で定めた割増賃金の不払があったことが認められ、その額は最も多い機関で240万円であった。

【旅券・在留カードの取上げ】

＜事例＞

農業を営む実習実施機関は、技能実習生のトラブルを理由に送出し機関の指示に従い、技能実習生の**旅券及び在留カード**(旧外国人登録証明書)を**取上げて**返却しなかった。

【人権を著しく侵害する行為】

＜事例＞

農業又は食品加工業を営む実習実施機関に在籍する各技能実習生は、それぞれ銀行口座を有し同口座には毎月の賃金のうち6万円が入金されていたところ、もともと、各口座は、監理団体の職員が勝手に開設の手続きを行ったもので、口座開設後、監理団体は、各技能実習生の通帳、印鑑、キャッシュカードを事務所に保管し、一方で技能実習生は通帳の存在や暗証番号も知らされていない等、当該口座に入金された**賃金を自由に引き出すことができなかった**。

【技能実習計画との齟齬】

＜事例＞

監理団体は、講習を実施すべき時期が実習実施機関の繁忙期に当たることを理由に技能実習生を業務に従事させるため、計画通り講習を実施しなかった。

【講習期間中の業務への従事】

＜事例＞

監理団体は、技能実習生に対する入国後の講習を実施すべき時期が農業を営む実習実施機関の繁忙期に当たることを理由に講習を実施せず、その間技能実習生を各実習実施機関に配属して業務に従事させた。

【二重契約】

＜事例＞

農業を営む実習実施機関は、申請の際に割増賃金を支払うとの労働契約を締結していたにもかかわらず、技能実習生から残業をしたいとの申出を受けたところ、労働契約で定めた割増賃金を支払うことができなかったことから、技能実習生との間で時間外労働に対して割増なしの賃金を支払うとの取決めを行った。

【名義貸し】

＜事例＞

農業と食品製造業を営む実習実施機関A、B、Cの3社は代表者が同一人であることを利用して、受け入れた技能実習生を3社の業務上の都合に合わせて相互に融通し合い作業に従事させていた。

【労働関係法令違反】

＜事例①＞

耕種農業を営む実習実施機関は、**運転資格のない技能実習生にフォークリフトを**運転させた結果、**事故**を発生させ、長期入院を要するほどの負傷を負わせた。

＜事例②＞

水産練り製品製造業を営む実習実施機関は、時間外労働協定に定める限度時間を超えて、1か月当たり最長で約112時間の時間外労働を行わせていた。

【日誌等の作成等不履行】

＜事例＞

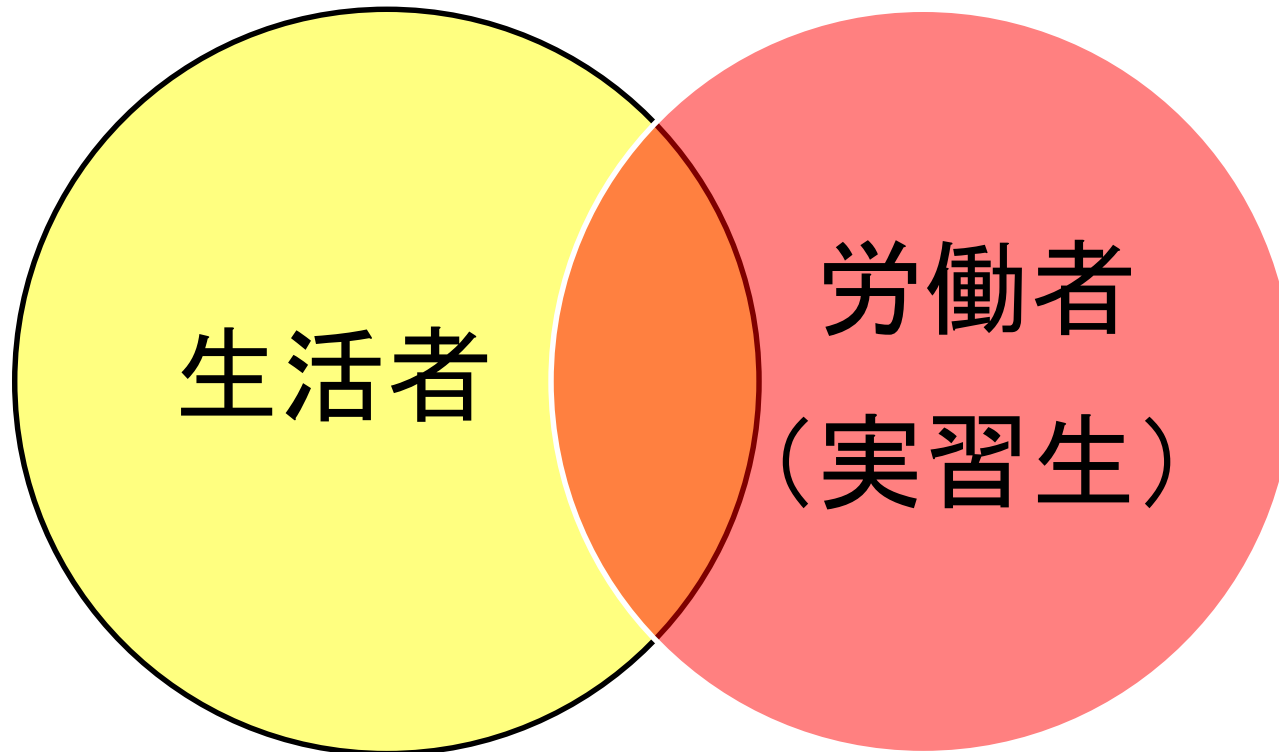
繊維業を営む実習実施機関は、技能実習生3名を受け入れていたが、約半年間にわたり、技能実習日誌を作成していなかった。

【偽変造文書等の行使・提供】

＜事例＞

食品製造業を営む実習実施機関は、技能実習生に時間外労働を行かせた事実を隠蔽する目的で虚偽の賃金台帳を作成し、入国管理局に提出した。

技能実習生は、滞在中、**2つの側面**を持っている



日本での滞在

講習会時に日本語学習、生活習慣、消防・防犯等の講習会を実施



技能実習生の生活管理のポイント

3ヶ月に1回の監査及び1ヶ月に1回の巡回訪問時に住居の状況を確認



異文化理解のための活動

面接時の家庭訪問の様子(タイ)



技能実習生の生活管理のポイント

異文化理解のための活動

面接時の家庭訪問の様子
(インドネシア、タイ)



技能実習生との信頼関係づくりのために

➤ 技能実習生の母国の文化、習慣の理解

- ・日本の常識が、技能実習生の母国では非常識の場合があります（その逆も）。
- ・当協会（受入れ会員）では、技能実習生の母国を訪問し、家族等との交流によって、『生活習慣の違い』を体験し、理解を深めています（百聞は一見にしかず）。

➤ 快適な生活環境の整備

- ・技能実習生にとって、実習生寮等は、唯一リラックスできる場所です。
- ・技能実習生自身も気付かないうちに、日本での生活にストレスを溜めています。
- ・生活におけるストレスも「心身症」や「精神疾患」等「心の病」の発症につながる場合があります。

心の不健康を見逃さないために

➤ 技能実習生の不調や変化に早めに気づくこと

- ・日常的に技能実習生の様子に関心を持つことが大事
- ・「いつもと様子が違うな」という気づきが大変

《心とからだの不調のサイン》

- ・声が小さくなった
- ・仲間と一緒に行動しなくなった
- ・落ち着きがなくなった
- ・笑顔が少なくなった
- ・よくため息をつくようになった
- ・行動が鈍くなった
- ・怒りっぽくなった
- ・変に頑固になった
- ・表情がなくなった
- ・食事をおいしそうにしなくなった
- ・タバコや酒の量が増えた 等

➤ 不調を訴える技能実習生の話しをよく聴き、同じ目線で向き合うこと (①傾聴、②受容、③共感)

- ・不調を訴える人と親しく交わることが大切
- ・「相手を尊重する」という考え方を持つことが必要

【生活上の事故事例①】

(職 種) 畜産農業

(国 籍) 中国

(性 別) 男性

(内 容) 心不全による死亡(入国後、1年2ヶ月)

(性 格) 無口、孤独(あまり友達がいない)、不器用、プライドが高い

(原因・背景)

◎母国でのステイタスが高く、プライドが高かったため、日本の生活になじめなかった。

◎同僚(同期)の実習生となじめなかった。

◎料理ができず、偏った食習慣だった。

(症 状) 眠れない

(対 策)

◎食生活(偏った食事の改善、飲酒、タバコ)の指導

◎雇入れ時健康診断結果のフォロー

◎生活指導員が日頃から生活状況をチェックすること

【生活上の事故事例②】

(職 種) 畜産農業

(国 籍) 中国

(性 別) 男性

(内 容) 自殺未遂(帰国3ヶ月前)

(性 格) おとなしい、気が弱い、まじめ、責任感(正義感)が強い、神経質

(原因・背景)

◎同僚の実習生同志がカップルになっていき、自分だけが孤立していると感じていた。

◎事業主と後輩実習生(後輩が言うことを聞かない)との板挟みでストレスを感じていた。

◎「もう少しで期間満了帰国だから頑張れる」と言ったことで安心したこと。

(症 状)

◎頭が痛い、妄想、意味不明の発言が多くなっていた。

◎会話のなかで、「死にたい」との発言もあった。

(対 策)

◎同僚実習生からの情報収集

◎顔つき、表情、言動について、普段との違いにすぐに気づくよう実習生と積極的にコミュニケーションを取るようにした。

【生活上の事故事例③】

(職 種) 耕種農業

(国 籍) タイ

(性 別) 女性

(内 容) 自殺未遂(入国後1年6ヶ月)

(性 格) おとなしい、まじめ、神経質

(原因・背景)

◎実習生同志の男女関係(三角関係)のもつれ

◎仕事においても、相手の女性より劣っていると感じていた。

(症 状)

◎頭が痛い、妄想、欠勤が多くなっていた

◎二度目の自殺未遂

(対 策)

◎同僚実習生からの情報収集

◎早期決断(実習の中止)

外国人技能実習生の受入れ対象地域拡大

(目的)

- ◎地域に限定されない受入れ体制の構築による会員サービスの強化
(現在の対象地域:群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、神奈川、山梨、静岡)

(候補地域の選定)

- ◎ニーズの高い地域(ブロック)において、ヒアリング等を実施し、決定
⇒将来的には全国展開

(選定にあたっての検討項目)

- ◎巡回(月1回)・監査(3ヶ月1回)・緊急対応の実行性
- ◎法定講習会施設の確保
- ◎駐在事務所の確保
- ◎巡回担当者、講習会講師の確保及び通訳の確保
- ◎実習実施機関の確保(一定の受入れ人数の確保)
- ◎収支 等

国家戦略特区における外国人農業人材の就労解禁

『国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業』の実施が決定

【これまでの経緯】

《自治体による国家戦略特区への提案》

平成27年度：秋田県大湯村

平成28年度：群馬県昭和村、茨城県、長崎県、愛知県

《閣議決定》

平成29年3月10日に、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案が閣議決定。

《国会での審議状況》

平成29年5月30日に衆院可決、平成29年6月16日に参院可決を経て、成立。

平成29年9月までに施行される見通し。

《概要》

国家戦略特別区域内において、**農業支援活動**を行う**外国人**を、政令で定める基準に適合する本邦の公私の機関(**特定機関**)が雇用契約に基づいて受入れを行う。

・「従事できる活動」：農作業、出荷・調整、加工等

・「特定機関」：労働者派遣法の許可を受ける等の要件を満たした事業者

・「在留期間」：通算3年(この範囲を超えない範囲で帰国再入国が可能)

・「外国人の要件」：専門知識と経験を有する「**熟練作業**者」(試験による能力評価・確認)

⇒技能実習生2号修了者レベルをイメージ

日本語能力については、指針で定める

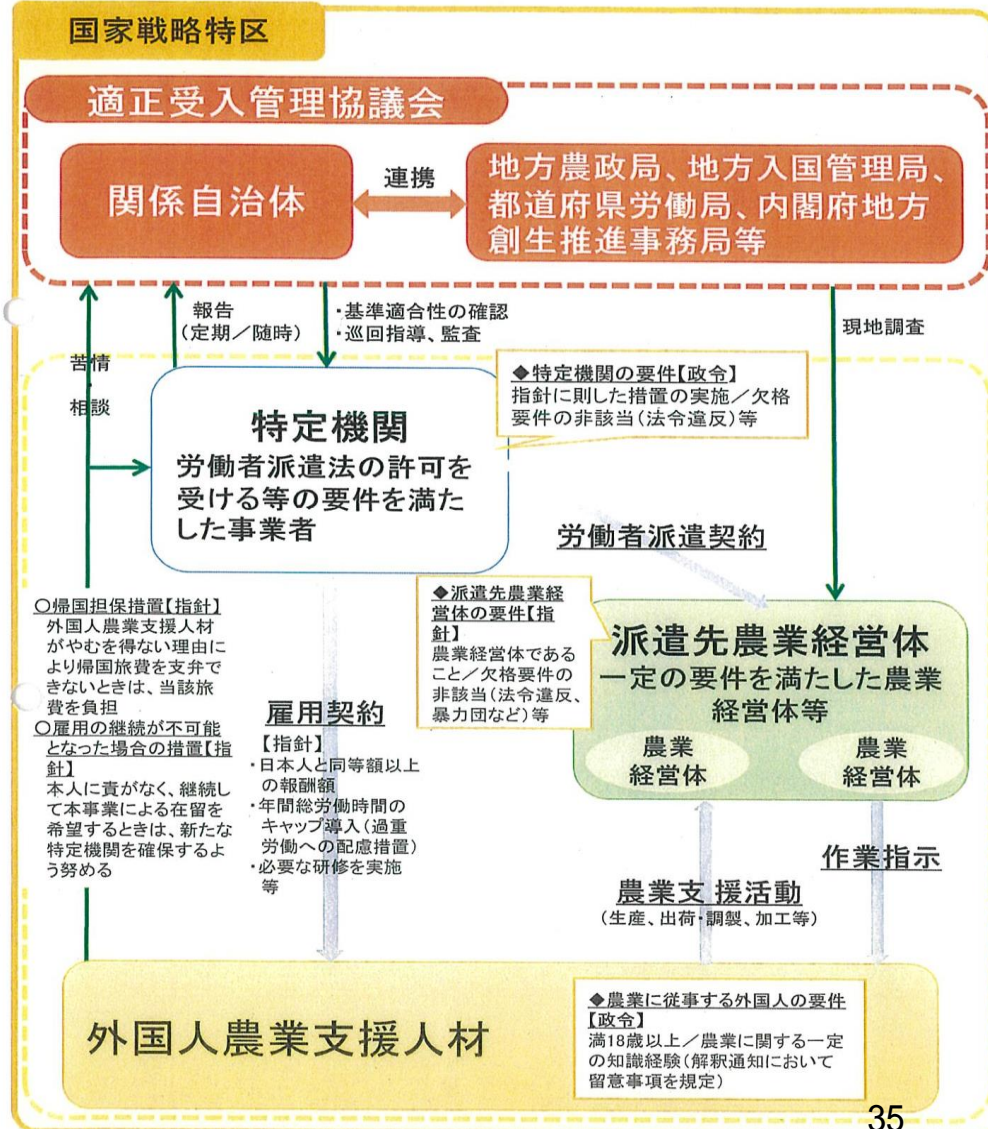
⇒日本語能力試験N4程度

・「派遣先農業経営体の要件」：指針で定める予定、指定区域内で農業経営を行っている個人又は法人

国家戦略特区における外国人農業人材の就労解禁

平成29年4月4日 外国人労働者等特別委員会提出資料
「農業特区における外国人材の活用について」

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業スキーム(案)



- 特定機関が雇用し、農業経営体に派遣するスキーム(労働者派遣)
- 特定機関に対して、関係自治体と国の出先機関等が連携する適正受入管理協議会による巡回指導、監査
- 外国人の苦情・相談は、特定機関、適正受入管理協議会が対応
- 外国人への報酬額は日本人と同等額以上

